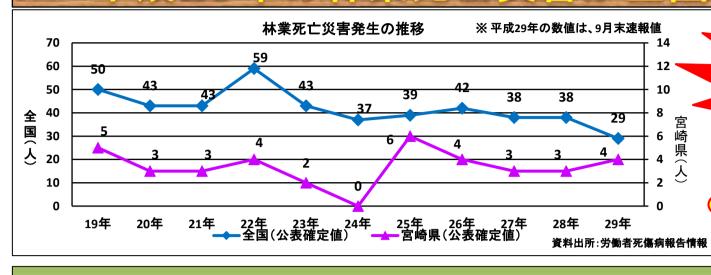
平成29年の林業死亡災害が全国ワースト1位!



平成19年~平成29年 の間に37人死亡

> もう、これ以上の死亡災害 は許されない!!

林業労働災害防止強調運動実施中(11月1日~11月30日)

県内の林業における労働災害による死亡者数は、平成19年から28年の10年間で33名(全国第2位)に上り、憂慮すべき状況が続いている。同期間の県内全産業死亡者数は127名発生している。このうち林業は26%を占め、他の業種に比べて高水準で推移しており、本年に入っても、**9月末までに4名の死亡災害が発生(9月7日現在、全国第1位)**し、予断を許さない状況にある。

死亡災害の発生状況をみると、<mark>伐倒木等による激突され災害、機械集材装置や木材伐出機械等に関わる災害</mark>等、過去に繰り返された災害がいまだに発生している。同様の死亡災害が繰り返される要因として、林業現場において、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことが挙げられる。また、県内の林業を取り巻く状況として、林業就労者の減少及び林業機械化の進行があり、<mark>新規林業従事者等への効果的な安全衛生教育不足や車両系木材伐出機械等の災害防止措置不足</mark>が影響していることも挙げられる。

林業が主要産業である宮崎県内においては、林業における死亡労働災害を阻止し、安全安心な現場環境を形成していくことが喫緊の課題である。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に、重点事項について集中的に取組むこととし、この取組により、林業における労働災害防止対 策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び休業4日以上の労働災害の大幅な減少を図ることとする。

【取り組み事項】

(1) 林業店社における実施事項

- ①現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
- ②新規就業者に対する雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の安全教育実施の徹底
- ③現場での作業条件に応じた有資格者等の適正配置
- ④経営首脳、安全管理者等による安全パトロール等の実施
- ⑤ポスターの掲示等による安全意識の高揚

(2) 林業現場における実施事項

ア 共通事項

- ①労働災害防止のための基本的ルールの遵守
- ②服装の点検、保護帽、安全帯、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具使用の徹底
- ③作業者の具体的な作業内容を明示した作業日報の作成
- ④作業前ミーティングの実施
- ⑤作業現場の一斉点検の実施(リスクアセスメント等の実施)
- ⑥新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
- ⑦緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施
- ⑧「現場班長による安全現場宣言運動」への取組

イ集材作業

- ①集材装置等の主索直下及び内角側等の危険箇所への立入禁止
- ②荷掛け、荷外しの際の合図及び退避の徹底

ウ 木材伐出機械等作業

- ①路肩からの転落防止のための走行路の幅員確保
- ②作業者との接触防止のための明確な合図の実施

③路肩、傾斜地で転倒又は転落による危険を防止するため、シートベルトの着用の徹底

- ④木材伐出機械等の運転席のヘッドガード、防護柵の設置
- ⑤木材伐出機械等運転業務従事者に対する特別教育受講の徹底

工 伐木造材作業

- ①指差し呼称等による周囲の安全確認
- ②伐倒に当たっての安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底
- ③大径木、偏心木の<mark>伐倒の際のくさび使用</mark>
- ④適切な退避場所の選定
- ⑤伐倒の際の合図及び退避の徹底
- ⑥キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用
- ⑦急傾斜を移動する際の墜落·転落災害防止用の<mark>歩行用ロープの設置及び安全帯使用の徹底</mark>又は迂回移動の励行
- ®チェーンソー及び刈払機使用時における保護衣及び足指防護用作業靴の着用

オ かかり木処理作業

- ①専用器具使用等による安全対策の徹底
- ②かかり木を放置する場合の危険区域の標示及び立入禁止

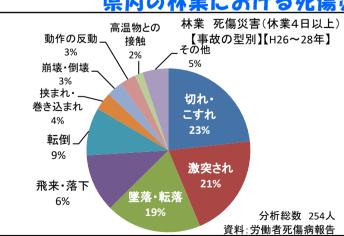
カ トラック荷台 (積荷) からの墜落・転落の防止

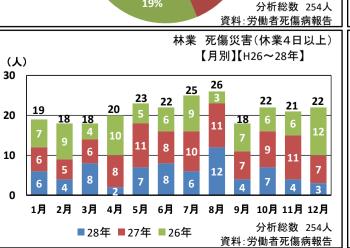
①墜落時保護用の保護帽の着用

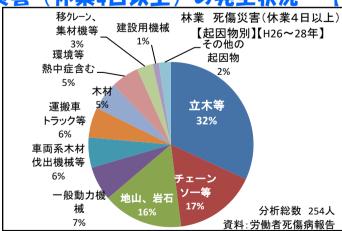
- ②耐滑性のある靴の使用
- ③荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底(荷台外側に背を向けず、後ずさりしない)
- ④荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り<mark>地上からの作業</mark>とすること
- ⑤荷台への昇降時における<mark>昇降設備の使用</mark>

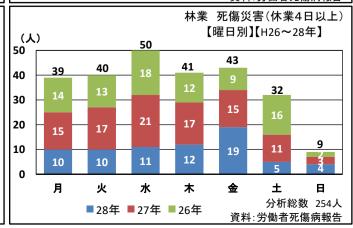


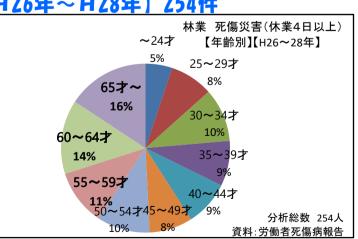
県内の林業における死傷災害(休業4日以上)の発生状況 【H26年~H28年】254件

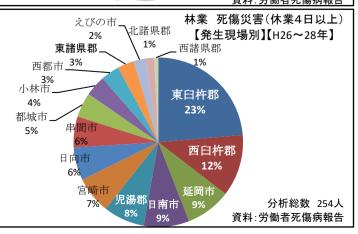












平成28年・29年 林業における死亡災害事例 経験期間 番号 発生日 性別 年齢 平成28年 3月 20年 被災者はチェーンソーを使用して、急斜面(勾配52゜)の立木を伐採していたところ、バランスを崩し、急斜面を滑落した。 女 50代 午後3時頃、作業を行っていた被災者に同僚が作業終了を告げたが、その後、被災者が集合場所に来なかったため、再び同僚が被災者に声を掛けに

8

⊿43度

伐倒木Aの根株

8m

落下

災害発生箇所

男 2 平成28年 6月 60代 50年 行ったところ、熱中症により斜面に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが、4日後に死亡した。 被災者は木材グラップル機を運転し、私道(幅員2.7m)に倒れている伐倒木を谷側の路肩に寄せていたところ、 木材グラップル機が路肩から約60m 平成28年11月 3 男 40代 4年 下に転落した。

被災者は先山で機械集材装置に杉2本(長さ21m)を荷掛けし、無線で集材機の運転者に巻上げの合図を送り、その後、被災者から巻上げ停止の合

図を最後に応答がなくなったため、同僚が被災者の作業場所へ行ったところ、集材中の杉と根株の間に左足を挟まれた被災者を発見した。 丸太を土場からトラックで搬出するため、運転手は転回場でトラックを方向転換し、約50m先の丸太の積み込み箇所まで後進させたところ、機械集材 15年 装置で搬送してきた材の荷外し作業をしていた被災者が、トラックの車体の下に倒れていた。

被災者は約40°の傾斜地において、伐倒木の枝打ち等の作業を行っていたが、被災者のチェーンソーの音が聞こえなくなったため、同僚が被災者の 作業場所へ行ったところ、伐倒木と玉切り材の間に挟まれている被災者を発見した。被災者が作業していた場所の斜面上方に仮置きしていた玉切り材 が転がり落ちてきたものと推定される。 被災者は、同僚と計3名でそれぞれ分かれて伐倒作業を行っていた。その後、被災者の伐倒作業が進んでいないため、同僚が被災者の作業場所ま

で行ったところ、雑木(長さ約10m)の下に倒れている被災者を発見した。被災者が雑木のかかり木処理をしないまま、次の立木の伐倒作業等を行って いたものと推定される。

. 1 幅員**4.7**m 前進 📛 後進 集材機 荷外し場 約50m後進 被災者発見箇所

男

女

男

男

平成29年 1月

平成29年 1月

平成29年 7月

平成29年 8月

伐倒木Aの先端

伐倒木Bの先端

5

6

7

死

書

事

(5)

死

災

事

(6)

30代

60代

60代

60代

┛45度

6年

39年

45年

造材が終了した丸太を土場からトラックで搬出するため、積載荷重7.2tの積載型トラッククレーンにて現場内の回転場で方向転換を行った後、後進 で丸太の積み込み箇所まで約50m移動させ停車させたところ、車体の下に倒れている被災者を発見した。

- 集材土場の入口をカラーコーン等で仕切るなど、接触しないための措置が講じられていなかったこと。 災
- トラックが集材土場に進入する際の合図の方法が定められていなかったこと。
- ・集材土場に後進で進入する作業方法となっていたため、被災者が走行経路に立ち入ったことに気付かなかったこと。
- 運転手が集材土場に進入する際、被災者が退避場所に退避していることを確認しなかったこと。
- 集材土場での作業中に、集材土場の入口をカラーコーン等で区分し、車両が自由に進入出来ないようにすること。
- 外部から集材土場に進入する際は、クラクションを鳴らす等の方法により、周囲の労働者に注意喚起を行うこと。
- トラックが前進で作業場所まで進入することが出来るよう、集材土場のスペースを確保すること。 集材土場に入場する際は、土場内で作業を行っている作業者が、退避場所に退避していることを確認してから進入すること。
- 約40度の傾斜地において、被災者が一人でチェーンソーを用いて伐木・枝打ちの作業をしていたが、被災者のチェーンソーの音が聞こえなくなったの
- 被災者が作業をしていた場所の斜面上方に仮置きしていた玉切り材が転がり落ちてきたものと推定される。 架線集材を容易にするため伐倒時に根株の角を切り取ったため、伐倒木が斜面を滑りやすい状況となっていたこと。

で同僚が被災者の作業箇所へ行ったところ、伐倒木と玉切り材の間に挟まれている被災者を発見した。

- 555 ・作業場所は約38度~45度の斜面であり、当該斜面上で枝打ち及び玉切りをしたため、伐倒木が斜面を転落しやすい状況であったこと。
- ・止め木、歯止め等で止まっていない斜面上の伐倒木の下方で枝打ち等の作業を行っていたこと。
- 因 斜面を転落又は滑ってくる伐倒木から退避するための場所が確保されていなかったこと。
 - 伐倒木等が転落するおそれがある場所で立木を伐倒するときは、根株を高く切り、止め木、歯止め等の措置を講じること。
 - ・止め木、歯止め等で止まっていない斜面上の伐倒木等の下方に立ち入らないこと。
 - ・斜面上において造材作業を行うときは、転落又は滑ってくる伐倒木から退避するための場所をあらかじめ確保すること。
 - 現場責任者等が作業現場を定期的に巡回し、安全な作業方法、作業手順について指導すること。

車両系木材伐出機械を使うときは作業計画

伐倒木Aの玉切材

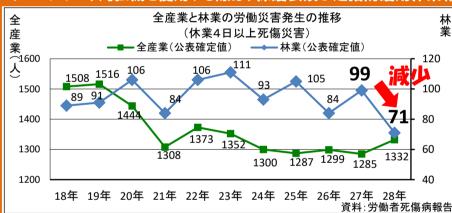
車両系木材伐出機械を 使って作業を行うときは、あ らかじめ、作業場所の地 形、地盤の状態など、伐倒 する立木と取り扱う原木等 の形状などを調査し、作業 計画を定め、作業計画によ り作業を行いましょう。

作業計画は、労働者に周





チェーンソー、刈払機を使用する際は、保護衣及び足指防護用作業靴を着用しよう



チェーンソー、刈払機による切傷災害が、保護衣等を着用したことにより大幅減少しています。 引き続き、防護衣、足指防護用作業靴を着用し、切傷災害を防止しましょう。

また、安全装置を備えた機械を使用しましょう。

現場班長による「安全現場宣言運動」を実施しよう

記入例 『安全現場宣言』 労働災害防止のため 私はこうします! ★グラップルの作業半径内は立入禁止!! ★立木を伐倒する時は、笛による合図・指 差し呼称を必ず行います。 安全管理責任者 現場班長 都城太郎 労働災害のない林業現場の実現

林業現場では「現場班長」が、労働 災害防止のため自らが何を行うの かを具体的に考え、それを掲示する ことにより、そこで働く作業者に対 し、労働災害防止に取り組んでいる 意気込みを表明し、ひいては現場全 体の労働災害防止に対する意識啓 発を図ることを目的とする。

現場での重点目標を設定し、重 点目標は、具体的に、誰にでも わかりやすく表現する。

班長がその実現のために模範を

朝礼場所や休憩場所に重点 目標を掲示します!

振動障害を防止しよう チェーンソー、刈払機を使用する際は、以下の点に留意しよう

- ・振動工具の使用時間管理 ・防振手袋の着用の徹底
- ・点検、整備の励行
- ・振動工具管理 責任者の選任







防護柵の隙間を通り抜け 安全ガラスを突き破った。

平成29年5月に発生した休業災害(休業3ヶ月)

※木材グラップル機で法面上部の伐倒木の裏を掴んで左へ旋回したところ、 ていた伐倒木が運転席の方へ滑り、全面がみを突き破り運転手の足に激突した。

木材ブラップル機は、安全がラスで防護柵を備えていたが、伐倒木の裏(先端)が飛来 したため、防護柵の隙間を通り抜け、安全ガラスを突き破ったものである。

改善前





防護柵の下面 に網目状の柵 を設置した。

シートベルトの着用を徹底しよう





等が破損するだけであった。

・成29年10月に発生した休業災害

※林業現場において、車両系建設機械で作業路を開設作業中、勾配約40度の 開設した作業路を下りていたところ、右クローラ部が地面に沈みこんだため、車 両系建設機械がバランスを崩し、路肩から約30m転落して、運転席が下になった

被災者は、シートベルトを着用せず、運転席の全面ガラス及びサイドドアを開 けた状態で運転していた。

(転倒時保護構造及びシートベルト)安全衛生規則第151条の93

事業者は、路肩、傾斜地等であって、 車両系木材伐出機械の転倒又は転落 により運転者に危険が生ずるおそれのあ る場所においては、**転倒時保護構造**を 有し、かつ、シートベルトを備えたもの以 外の車両系木材伐出機械を使用しない よう努めるとともに、運転者にシートベルト

を使用させるように努めなければならない。

ベルト

※車両系木材伐出機械も、全面ガラス、サイドドアを閉めて作業をしよう!

◎宮崎労働局ホームページをご利用ください

- ・災害統計 ・作業計画雛形 ・現場班長による安全宣言運動
- ·林業労働災害防止強調運動実施要綱

【問い合わせ先】

宮崎労働局

0985-38-8835

宮崎労働基準監督署 0985-29-6000 都城労働基準監督署 0986-23-0192 延岡労働基準監督署 0982-34-3331 日南労働基準監督署 0987-23-5277